

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による遺族補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、A市所在の会社B（以下「会社」という。）において〇課長として勤務していた。

被災者は、平成〇年〇月〇日からC会社が元請事業場として施工する「D修繕工事」の現場代理人として、当該元請事業場に在籍出向していたところ、同年〇月〇日、同工事現場における作業中、足場から墜落した。同日、被災者は緊急搬送先のE病院において「左鎖骨骨折、多発肋骨骨折、第7頸椎横突起骨折等」と診断され、加療を受けるも翌3日に「急性心筋梗塞」により死亡した。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料の請求をしたところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたところ、審査官は、発症前1か月の時間外労働時間が94時間を超えるほか、出向後は現場代理人に就任するなど、出向前と比べて業務が質的に変化していたものであり、被災者は過重労働に従事していたものと認められるとして、同人の死亡は業務上の事由によるものであると判断し、

平成○年○月○日付けでこれを取り消す旨の決定をした。

監督署長は審査官の上記決定を受けて、給付基礎日額を○円と算定して遺族補償給付及び葬祭料を支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分のうち、遺族補償給付に係る給付基礎日額を不服として、審査官に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、遺族補償給付の支給に関する処分における給付基礎日額が監督署長において算出した○円を超えるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 労災保険法第8条に規定する給付基礎日額については、労働基準法（昭和22年法律第49号）第12条の平均賃金に相当する額とすることとされ、同条第1項において、平均賃金は、原則として、これを算定すべき事由の発生した日以前3か月間に支払われた賃金の総額をその期間の総日数で除して算定することとされている。この場合の「支払われた賃金の総額」とは、現実に既に支払われている賃金に限らず、実際に支払われていないものであっても、算定事由発生日において、既に債権として確定している賃金をも含むものとされている。

(2) 請求代理人は、給付基礎日額の算定に当たり、監督署長が①算定月ごとの賃金総額から○万円を減額していること、②調整給から時間外手当の定額支給分であると会社が主張する月○万円を差し引いて時間外手当を算定していること

は、いずれも誤りであり、結果として、給付基礎日額を算定すべき賃金の総額が不足している旨主張しているので、以下、検討する。

(3) ○万円の減額調整について

ア 会社代表取締役F名義の審査官あてに提出された「説明書」と題する文書によると、平成○年度より従業員一人一人に対し、文書で、給与削減のお願いをしており、これについての従業員からの同意文書はないが、口頭による同意を得た上で給与を減額している旨記載されているところ、平成○年○月○日付け社長H名義の「平成○年度受注見通しと給与削減のお願いについて」と題する文書により従業員に対し、給与の削減をお願いする旨通知され、さらに、平成○年○月吉日付け取締役社長H名義の社員各位あて文書では、引き続き協力を求める旨の依頼がなされていることが認められるほか、被災者の賃金台帳にも当該減額が月ごとに記載されていることが確認できる。

イ 平成○年○月から3年余にわたって給与の減額として賃金控除が行われているが、従業員が当該減額について、異議を唱えるなど会社と争っている証拠も見当たらないことからすると、従業員の書面等による同意はないものの、36か月余りにわたって黙示の合意があったものとみるのが相当であり、当該減額は一種の慣行として定着しているものと認められるから、上記減額が賃金の全額払いに反し違法とまでは言えない。

ウ したがって、被災者の賃金総額は、本来同人に支払われるべき賃金総額から○万円を減じた額であるとみるのが妥当であるから、当審査会としては、給付基礎日額の算定上、この減額分を賃金総額に算入しない措置は妥当なものと判断する。

(4) 調整給のうち○万円を時間外手当の定額分として取り扱うことについて

ア 給与規定第14条によると、調整給は基本給与とされているが、同規定には支給基準や支給額について何ら規定されていない。

イ 調整給について、G部長は、「調整給は給与規定に明文化されていない。課長職以上の者には調整給の中に時間外手当分として一律○万円が含まれていることも明文化されていないが、どの社員も了承していたことでした。」「調整給に時間外20時間程度分として、一律○万円を配分している。」と述べている。

ウ 一方、給与規定第18条には「現場業務手当は、時間外勤務手当相当分と

する。」という記載と同規定別表6 現場業務手当には最高額〇万円という記載があるところ、G部長が「課長職以上には現場業務手当の支給がないので、時間外手当の額によっては課長よりも賃金が多くなり不合理な結果となる。」と述べ、調整給に現場業務手当を加算して支給しているのは、この逆転現象を回避するための措置である旨会社は説明しているが、調整給に現場業務手当の最高額である〇万円を加算する取扱いは、課長職より下位の者の賃金額との整合性を図る目的からみて合理性があるものと認められる。

そうすると、調整給には現場業務手当と同額の時間外手当相当分として〇万円が含まれているものと認められるから、当審査会としては、時間外手当相当分はそれ以外の賃金部分から明確に区分でき、通常時間に対応する賃金によって計算した時間外手当と比較対照することができるものであり、〇万円は時間外手当の定額部分に該当するものと判断する。

エ したがって、給付基礎日額の算定に当たって、時間外労働時間数に応じて支払われる時間外手当の額が時間外手当相当分である〇万円以上の場合、〇万円を差し引くという取扱いには合理性があり、特段の問題は認められない。

(5) 以上からすると、本件においては、被災者の時間外労働時間数などの労働時間に争いはないことから、平均賃金算定内訳のとおり監督署長がした給付基礎日額の算定に誤りはないものと判断する。

3 以上のとおりであるので、給付基礎日額を〇円として算定して遺族補償給付を支給した監督署長の処分は妥当であり、これを取り消すべき理由はない。

よって、主文のとおり裁決する。